

軽減税率制度とシステム対応 に係る説明会

～軽減税率制度に対するシステム対応のポイントについて～

2019年1,2月

流通BMS協議会 事務局
一般財団法人流通システム開発センター

1. チェーンストア統一伝票を中心としたJCA標準の対応について
2. 流通BMSメッセージ標準の対応について
3. 卸売業における対応状況について

I. 消費税軽減税率制度のスケジュール

2019年10月～

2023年10月～

区分記載請求書等保存方式
(インボイス制度経過措置)

※以降、区分方式と略す

適格請求書等保存方式
(インボイス制度)

※以降、インボイス制度と略す

II. 区分と適格の違いと「本年10月までの対応」

区分方式とインボイス方式の共通課題は以下の通り

- 商品別の税率を明示
- 税率ごとに合計した対価の額を記載

区分方式とインボイス方式の違いは大まかに以下の通り

- 登録番号の記載
- 税率ごとの消費税合計額の記載
- 返還インボイスの対応
- 端数処理は1請求につき税区分ごとにそれぞれ1回

特に登録番号のやり取りや返還インボイスの対応は、来年10月までに、システム対応および運用の整理を完了させることが困難であると考えられる。

**区分方式が本年10月に迫るため、
区分方式にまずは対応することを優先させる！**
ただし、できる限りインボイスも見据え無駄にならない対応とする

Ⅲ. 統一伝票における消費税の取扱い

【日本チェーンストア協会作成資料】



2019年10月1日の消費税の軽減税率制度導入に伴い、区分記載請求書等方式への当面の対応を念頭に、統一伝票マニュアル(総合編26年版)の記述のうち、「チェーンストア統一伝票(B様式)の概要～7. 統一伝票における消費税の取扱い」について、次のとおり改訂することとします。

※軽減税率制度導入に係る要件に加え、経済産業省「流通業における軽減税率システム対応検討スタディグループ」において2016年4月15日に共通認識として確認された「消費税 軽減税率制度へのシステム対応に向けた基本的考え方」、日本チェーンストア協会の1989年2月21日取りまとめの「平成元年4月1日施行の消費税への対応」及び1996年11月1日取りまとめの「JCA標準の改正消費税法対応」を踏まえて改訂しています。

1. チェーンストア統一伝票(B様式)の様式・規格は変更せずに現行のまま使用することとします。
2. 「税抜き」「税込み」「非課税」「税率」の区分は伝票単位とし、その旨を伝票上に表示することを基本とします。ただし、「税抜き」についてはその区分表示を省略することができます。
(注)税抜き=消費税が含まれない原価、税込み=消費税を含んだ原価を表します。
3. 特にターンアラウンド型伝票について、軽減税率対象となる取引については、取引先間で協議の上、「軽減税率対象品目である旨」を自由使用欄のD欄またはG欄を利用して記載することを推奨します。
(注)標準税率対象である旨については特段記載する必要がないとされているため、記載することを想定していません。また他の種類のチェーンストア統一伝票については取引先間で協議の上対応を検討して下さい。
4. なお、軽減税率対象品目である旨は「ケイゲンゼイリツ」と表示することを基本とします。

※「税率ごとに合計した対価の額」及び「税率ごとの消費税額」を記載する必要があるため、請求・支払の方法等に応じて支払案内書等を利用して記載することを基本とします。

(注)区分記載請求書等方式の間は、支払案内書等への記載が税込みの場合には「税率ごとに合計した対価の額」のみでも可です。
税抜きの場合は、「税率ごとに合計した対価の額」及び「税率ごとの消費税額」の双方を記載する必要がありますので、ご注意下さい。

※なお、「年月日欄(6桁)」についてのプリント要領では、「各チェーンストア等(発注者)の規定によります」と定めているほか、仕入伝票の好ましい記入例として「年号には昭和年号を記入」及び「発注者が設定した日付、コードをプリント」が例示されていますが、年月日表示欄(6桁)については、YYMMDD(西暦下2桁+月2桁+日2桁)を念頭に「発注者が設定した日付、コードをプリントする」ことに統一します。

チェーンストア統一伝票(仕入伝票(TA))の軽減税率対応

【日本チェーンストア協会作成資料】

商品が記載されるTA伝票に「軽減税率対象品目である」旨を記載する

①伝票単位で商品の税率を記載する

例

チェーンストア統一伝票 (ターンアラウンド用 2型)									
訂正区分	発着品目	511-0727-500017							
有無	有無	SEQ							
仕入先	伝票番号	取引先コード	伝票種別	伝票日	伝票時刻	伝票時刻	伝票時刻	伝票時刻	伝票時刻
KK ()	511	0727	01	5000179					
品名	規格	商品コード	色/人数	サイズ/単位	数量	訂正	原単価	原価金額	税引金額
RG RED/PK 1.5		88-00-56602			1	2	66294	1326	1234
RG BK/PURPLE 1.5		88-00-93653			1	2	662	1324	1234
** 入力ミス修正"ヨクニル"に"2"を"1"に修正 **									
							合計	2650	4936
							訂正後原価金額合計	2650	4936
							訂正後売価金額合計		

②税率ごとに合計した対価の額を記載する

税額計算のタイミングである支払案内書に「税率ごとの対価の額」及び「税額」を記載する

支払案内書

例

○○取引先○○○御中
●●月お支払い分
※訂正・誤り等がありましたら30日以内にご連絡ください。

【取引明細】
計上日、伝票(取引)番号、金額、内容

8%税抜支払額: ◆◆◆円、 8%消費税額: ◇◇◇円
10%税抜支払額: ▲▲▲円、 10%消費税額: △△△円
支払額: ●●●円

【相殺明細】
日付、金額、内容

○○チェーンストア
お支払日: ○年○月○日

【参考①】

JCAデータ交換標準フォーマットの軽減税率対応について

消費税の軽減税率制度に対応するためには、JCA標準におけるデータ交換については一定の限界があるものの、本年10月1日の軽減税率制度実施時に、多くの事業者がJCA手順によるデータ交換を行っている現状を一変させることも容易ではないため、JCAデータ交換標準フォーマットによるデータ交換における軽減税率対応については、個別に日本チェーンストア協会までご照会下さい。

なお、

軽減税率制度の下では消費税率の認識・区分は必須であり、JCA標準によるデータ交換には一定の限界があることに加え、今後の通信環境の変化等も踏まえて、第一義に「流通BMSへの移行」を推奨します。

【参考②】

1989年2月21日「平成元年4月1日施行の消費税への対応」について

平成元年4月1日施行の消費税への対応につきましては、次のとおり対応することとしています。

- (1)チェーンストア統一伝票(B様式)のフォーマットは、当分の間は変更しないで現行のまま使用することとします。
- (2)「税抜き」「税込み」「非課税」の区分は伝票単位とし、その旨を伝票上に表示して下さい。ただし、当分の間は、「税抜き」についてはその区分表示を省略することができます。

※税抜き:消費税が含まれない原価を示す。
税込み:消費税を含んだ原価を示す。

(参考) 標準データ交換フォーマットの取扱いについて

- ① 昭和57年9月制定のオンライン標準データ交換フォーマットの様式は、当分の間は変更しないで現行のまま使用する。
- ② 昭和60年4月制定の請求・支払標準データフォーマットの様式は、当分の間は変更しないで現行のまま使用する。

消費税への対応についての考え方の前提

平成元年2月21日
日本チェーンストア協会

1. 売上げ

「外税方式(税抜き)」を原則とする。税額はレジ精算時一括計算方式とし、レシートに表示する

2. 仕入れ

仕入伝票に記入する金額は「税抜き」を原則とし、商品代金を支払うときに消費税額を明記、加算する。

【参考③】

1996年11月1日「JCA標準の改正消費税法対応」について

〔1〕JCA標準の「改正消費税法」対応について

平成9年4月1日から改正消費税法及び地方消費税法が施行されることになっている。特に消費税法を一部改正する法律により、仕入税額控除を受けるための要件が、現在の課税仕入等の事実を記載した「帳簿又は請求書等の保存」から「帳簿及び請求書等」とされ、平成9年4月1日以降の課税仕入れについては帳簿と請求書等のいずれかではなく両方とも保存しなければならないとされた。

当協会の定めたチェーンストア統一伝票等のJCA標準との関連について、国税庁のご指導を得ながら情報システム委員会を中心に種々検討を加え、11月1日開催の委員会で下記のとおり、システム対応についての統一見解をまとめた。

- ① チェーンストア統一伝票を保存すべき帳簿とする場合の消費税額の記載欄については、「取引先と協議の上、チェーンストア統一伝票(B様式)の自由使用欄に消費税額を記載(プリント)する」。
(注)消費税額記載例:「消費税〇〇〇円」、「税〇〇〇円」など。
- ② 受発注データ交換フォーマットについては「ヘッダー部の自由使用欄の下位4桁を使用し、1桁を「税区分」、3桁を「税率エリア」とする」。
- ③ 請求・支払データ交換標準フォーマットについては「ボディー部、トレーラー部を使用し、それぞれ自由使用欄に消費税額エリアを設ける」。

1. チェーンストア統一伝票

チェーンストア統一伝票を保存すべき帳簿とする場合の消費税額の記載欄についての対応は、以下のとおりとする。

【基本的な考え方】

ペーパーレス化が具体的に照準に入った現在、コスト負担も含め法改正対応の為に新様式の伝票を新たに作成することは得策ではない。従って、現行様式を維持し、運用上での法改正対応とする。

【参考】政府高度情報化通信社会推進本部の「制度見直し作業部会」での取引伝票のペーパーレス化についての報告(平成8年6月)

→ 書類の電子データによる保存について、各省庁は平成8年7月より速やかに作業を着手し実施する。特に周到な検討を要する場合も、平成9年度末までには検討を完了し、出来る限り速やかに法改正等の措置をとる。

【対応案】

案Ⅰ	取引先と協議の上、チェーンストア統一伝票(B様式)の「自由使用欄」のいずれかに消費税額を記載(プリント)する。
案Ⅱ	伝票明細の最終行はリザーブとし、消費税額を記載(プリント)する場合にのみ使用する。《記載例》 全伝票共通の品名欄に消費税であることを示すコメントと原価金額欄に税額を表示。



【結論】=案Ⅰを採用する

取引先と協議の上、チェーンストア統一伝票(B様式)の「自由使用欄」のいずれかに消費税額を記載(プリント)する。

(注)消費税額記載例:
「消費税〇〇〇円」、「税〇〇〇円」など

2. 標準データ交換フォーマット(発注データ)／請求・支払データ交換フォーマット

	標準データ交換フォーマット (発注データ)		請求・支払データ標準 フォーマット	
	64バイト	128バイト	64バイト	128バイト
ヘッダー部	《伝票ヘッダーレコード》自由使用欄17桁(Xタイプ)の内、下位4桁を使用し、1桁を税区分、3桁を税率エリアとする。	《伝票ヘッダーレコード》自由使用欄(コード等自由使用欄)の25桁の内、下位4桁を使用し、1桁を税区分、3桁を税率エリアとする。	現行フォーマットに同じ	(同左)
ボディ部	現行フォーマットに同じ	(同左)	自由使用欄6桁(Xタイプ)を9タイプに変更し、伝票単位の消費税額エリアとする。	自由使用欄22桁(Xタイプ)の内、上位6桁を伝票単位の消費税額エリアとする。
トレーラー部	—	—	自由使用欄27桁(Xタイプ)の内、上位10桁を消費税額エリアとし、請求時一括税額、もしくは伝票単位算出税額合計(ハッシュチェック用)を格納する。	自由使用欄68桁(Xタイプ)の内、上位10桁を消費税額エリアとし、請求時一括税額、もしくは伝票単位算出税額合計(ハッシュチェック用)を格納する。
備考	伝票ヘッダーレコードへの税区分、税率の追加は当面オプション扱いとし、現行フォーマットの使用も認める。		消費税額レコードのタイプ(属性)は、64バイト長ボディ部の空エリアが6桁と少なく、comp扱い(数値=2桁/バイト)で桁数増を可能とする為に変更し統一する。	

[2]JCA標準の「年月日表示」規定について

当協会が定めたJCA標準(チェーンストア統一伝票、オンライン受発注データ交換フォーマット、請求・支払データ伝送フォーマット、回収クーポン精算データ伝送フォーマット、JANコード値札作成指示フォーマット等)における「年月日表示」については、下記のとおり規定を改定し統一する。従って、それぞれのフォーマット等の変更はなく、現行様式を維持するものとする。

- チェーンストア統一伝票「年月日欄(6桁)」についてのプリント要領では「各チェーンストア等(発注者)の規定によります」と規定しているほか、仕入伝票の好ましい記入例には「年号には昭和年号を記入」、「発注者が設定した日付、コードをプリント」の2つの例示があるが、年月日表示欄(6桁)は、「発注者が設定した日付、コードをプリントする」ことに規定を改め、統一する。
- データ交換フォーマット等における発注日、納品日等の「年月日」には「桁数「6桁」:「西暦」でYYMMDD」「桁数「8桁」:「西暦」でYYYYMMDD」の2つの表示規定があるが、
 - ①年号表示2桁における「YY=00」は西暦2000年を表す
 - ②年号表示4桁における「YYYY」は西暦4桁表示とし、規定どおりとすると見解を統一する。

IV-1. 流通BMS開発時の複数税率検討

■ 流通BMSでは、検討開始時から税に関する様々な可能性を考慮していた

➤ 税率の桁数

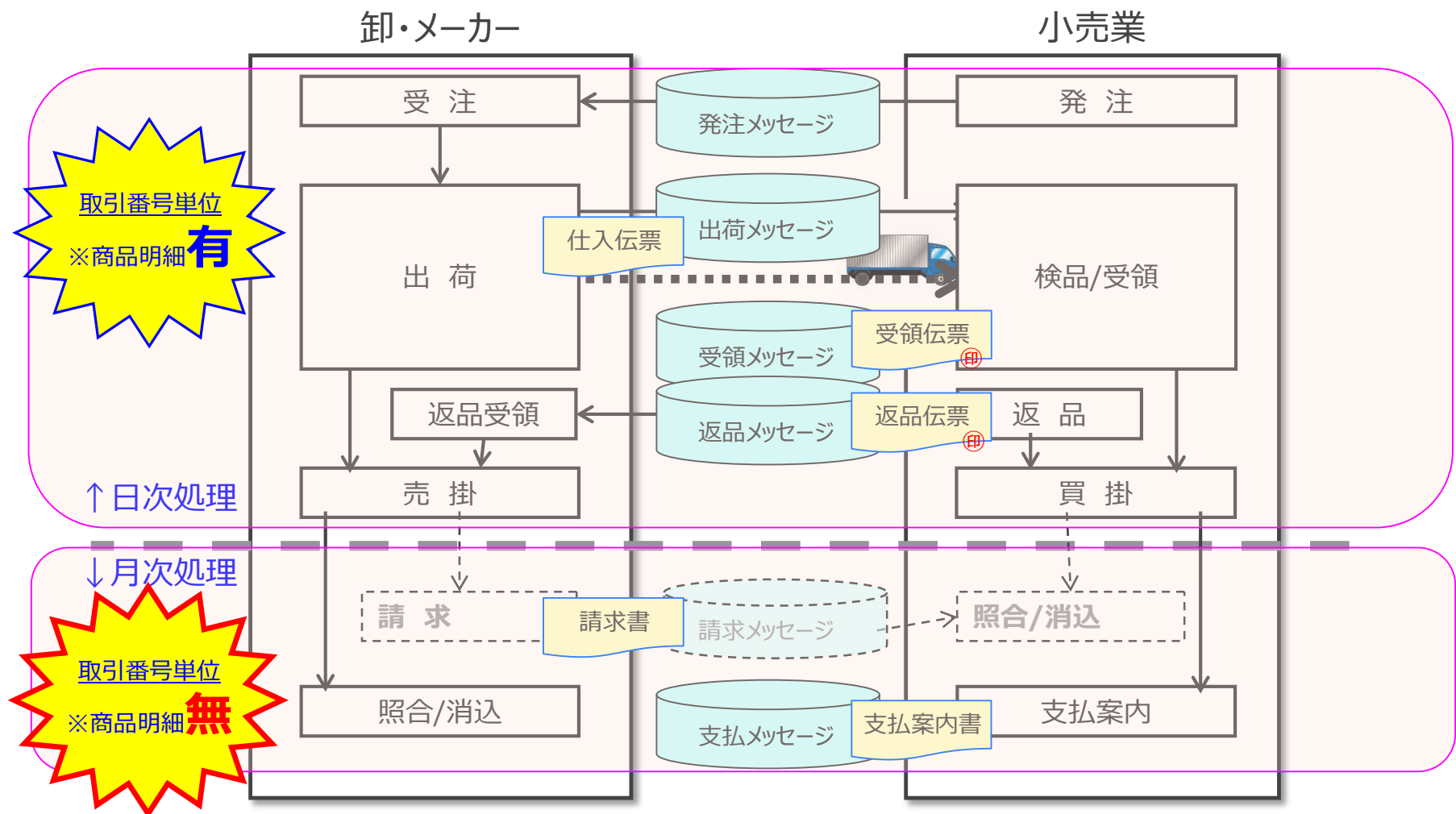
- ✓ 海外の状況も考えて、**整数部2桁、小数点以下1桁**、として税率のデータ項目定義を行った。

➤ 複数税率

- 実際の運用（発注する単位や請求書作成単位）を考慮し、メッセージ階層構造を定義した。

複数税率になった際には、税率はある程度、商品部門（カテゴリー）単位に分れる事を想定！

<参考>流通業界の処理の流れ



IV-2. 支払メッセージでの対応

前提として、現行の流通BMSをなるべく変えないで区分方式に対応する。(区分方式まで時間がない) ただし、できる限りインボイス対応も見据える。

以下それぞれの対応方法を示す

① **商品の税率がわかるようにする必要がある**

商品情報が含まれる発注・出荷・受領メッセージの、取引番号単位に用意されている「税率」の項目で、商品の税率を表す

POINT

税率毎に取引番号(伝票番号)を分ける

② **税率ごとに合計した対価の額を記載する必要がある**

インボイス対応も見据え、また、現行、税額計算を実施するタイミングが請求・支払であることを踏まえ、将来インボイスを請求・支払とすることを前提としたうえで、支払メッセージの「支払内容(個別)」の項目で、「税率毎の対価の額」ならびに「税額」を表す

POINT

支払メッセージに税率毎の対価の額と消費税額を表す

※ 現行、支払メッセージを利用していない場合は、新たに上記に取り組むほか、新設する請求鑑メッセージ(インボイスを見据え登録番号なども利用できるよう検討)、または相対で調整し、税率毎の「対価の額」および「税額」を表すこととする

<参考> 支払メッセージでの対応メッセージ利用イメージ(区分方式対応)



出荷・受領M+支払M

流通BMSセミナー2018
配布資料より引用

出荷・受領メッセージ階層イメージ

支払法人コード、GLN	4500000000000
取引番号(発注・返品)	009999999
請求取引先コード、GLN、名、加	4900000000009、流開セン
計上日	2019-11-01
税区分 ※コードリストから	02(原価内税完価外税)
税率	8.0
原価金額合計	800
売価金額合計	1200
税額合計金額	(利用しない)
取引明細番号(発注・返品)	01
商品コード(GTINなど)、名、加	00000098765432
原単価	700
原価金額	70000
税額	(利用しない)
出荷・受領数量(バラ)、重量	100
出荷数量(バラ)、重量	100

軽減税率
対象品目
である旨
記載等

取引年月日

取引
内容

支払メッセージ階層イメージ

支払法人コード、GLN	4500000000000									
請求取引先コード、GLN、名、加	4900000000009、流開センター、リカ化ター									
対象期間開始	2019-11-01									
対象期間終了	2019-11-29									
請求書番号	(請求Mからの引継or利用なし)									
取引番号(発注・返品)	009999999	009999998	323456789	0	0	0	0	0	0	0
計上日	2019-11-04	2019-11-10	2019-11-20	2019-11-30	2019-11-30	2019-11-30	2019-11-30	2019-11-30	2019-11-30	2019-11-30
税額合計金額	(利用しない)	(利用しない)	(利用しない)	(利用しない)	(利用しない)	(利用しない)	(利用しない)	(利用しない)	(利用しない)	(利用しない)
(符号)支払金額	(+)800	(+)1200	(-)100	(-)10000	(+)272425	(-)20000	(+)21794	(-)2000	(+)290219	
支払内容※コードリストから	1001(仕入明細)	1001(仕入明細)	1002(返品明細)	2000(相殺明細)	3001(相殺前支払額)	3001(相殺前支払額)	3001(相殺前支払額)	3001(相殺前支払額)	3001(相殺前支払額)	3003(支払額)
支払内容(個別、個別名称、加)	0000(ガミ)	0000(ガミ)	0000(ガミ)	0102(物流支援)	8%対象合計	10%対象合計	8%消費税	10%消費税		支払総額
税区分	02	02	02	02	02(外税)	02(外税)	(利用しない)	(利用しない)	(利用しない)	

受領者の氏
名又は名称

発行者の氏名
又は名称

税率ごとに合計
した対価の額

税率ごとの消費税
額及び適用税率

IV-3. 消費税軽減税率対応CRの概要

■各種ガイドライン等の更新

※ 区分記載請求書等保存方式対応のため、現行の各種ガイドライン等を見直し、修正を行う。

- 運用ガイドラインへ税率運用ルールを追記
- 支払メッセージにおける対応方法について記載
- その他(伝票レス取り引きの際の注意点など)

◇運用ガイドライン(基本編)

- ・伝票レス ・業務プロセス記載部分 ・項目解説部分 ・区分、項目のセット方法
- ・階層構造概要 など

◇メッセージ別項目一覧 など

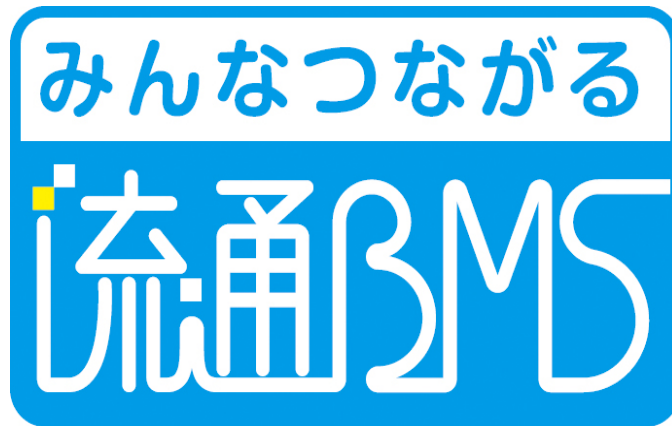
■新しいメッセージの追加

※ 請求メッセージ利用企業のために、区分記載請求書等保存方式対応に必要な記載事項を補完する新たなメッセージを追加する。

- 新規メッセージ 請求鑑メッセージの追加

◇区分請求書等保存方式などで必要となるデータ項目を集約

- ・税率ごとに集約した対価の額 ・税率ごとに集約した対価に対する税額
- ・適格請求書発行事業者の登録番号 など



<http://www.dsri.jp/ryutsu-bms/>